

千葉県水産振興審議会（海面利用調整部会）の概要

設置根拠	<p>○地方自治法第 138 条の 4 第 3 項</p> <p>普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。</p> <p>執行機関である県の一部（附属機関）</p>				
担任する事務	<p>○千葉県行政組織条例（別表第二：担任する事務）</p> <p><u>水産資源の維持及び増大、水産物の加工、流通及び販売並びに海面の利用の調整</u>に関する事項その他の水産業の振興に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、これに関し必要と認める事項を<u>知事に答申し、又は建議（※）</u>すること。</p> <p>○千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領</p> <table border="1" data-bbox="411 1169 1340 1344"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海面利用調整部会</td> <td>漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部会名	担任する事務	海面利用調整部会	漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること
部会名	担任する事務				
海面利用調整部会	漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること				
組織	<p>漁業関係者 3 名、遊漁関係者 3 名、海レク関係者 1 名、 学識経験者 2 名 計 9 名</p>				
任期	<p>令和元年 6 月 7 日から令和 3 年 3 月 1 9 日まで</p>				
開催回数	<p>年 1 回から 2 回予定</p>				

※建議とは

附属機関がその属する機関に対して自発的に意見を申し出るもの。